

宇和島市農業就業者支援事業

移住者向け新規就農支援金

支援対象者

- ・農業に就業することを目的として転入する者

就業支援金（最大 106 万円）※

1. 就業支度金 36 万円

移住後に支給。住民票・雇用契約書等にて確認。

2. 定住支援金 70 万円 (30+20+20 万円)

移住就農後 1 年経過以降、1 年毎に分割支給。

※県外移住者の場合。県内移住者はこの 1/2

住宅支援金（最大 120 万円）

3. 家賃補助 120 万円

@上限 2 万円×60 ヶ月分=120 万円

林業就業者支援事業の単価に準拠。月額上限 2 万円

家賃支援期間は最大 5 年（60 ヶ月）。

指導者が支払った給料に応じて助成金を支給
例：月給 15 万円の場合 助成金 10 万円

指導育成費（最大 40 万円）

4. 指導育成費 最大 40 万円

※国事業「雇用就農資金」の研修生の就業期間要件を満たすまでの期間を支援。

給与月額 の 2/3 以内あるいは上限 10 万円のいずれか低い額。

@上限 10 万円×4 ヶ月分=最大 40 万円

国事業：「雇用就農資金」（最大 240 万円）

雇用就農者育成・独立支援タイプ 240 万円

※農業者が新規就農者を正雇用し、農業就業又は独立就農に必要な実践研修を実施する場合に交付する。

【助成額・期間】研修生 1 人あたり年間最大 60 万円×最長 4 年間=240 万円

【対象研修内容】農業生産に関すること、栽培技術、出荷、販売、経営ノウハウ等。

移住新規就農者

給料

【育成指導責任者】

認定農業者、
農業法人、事業体等